

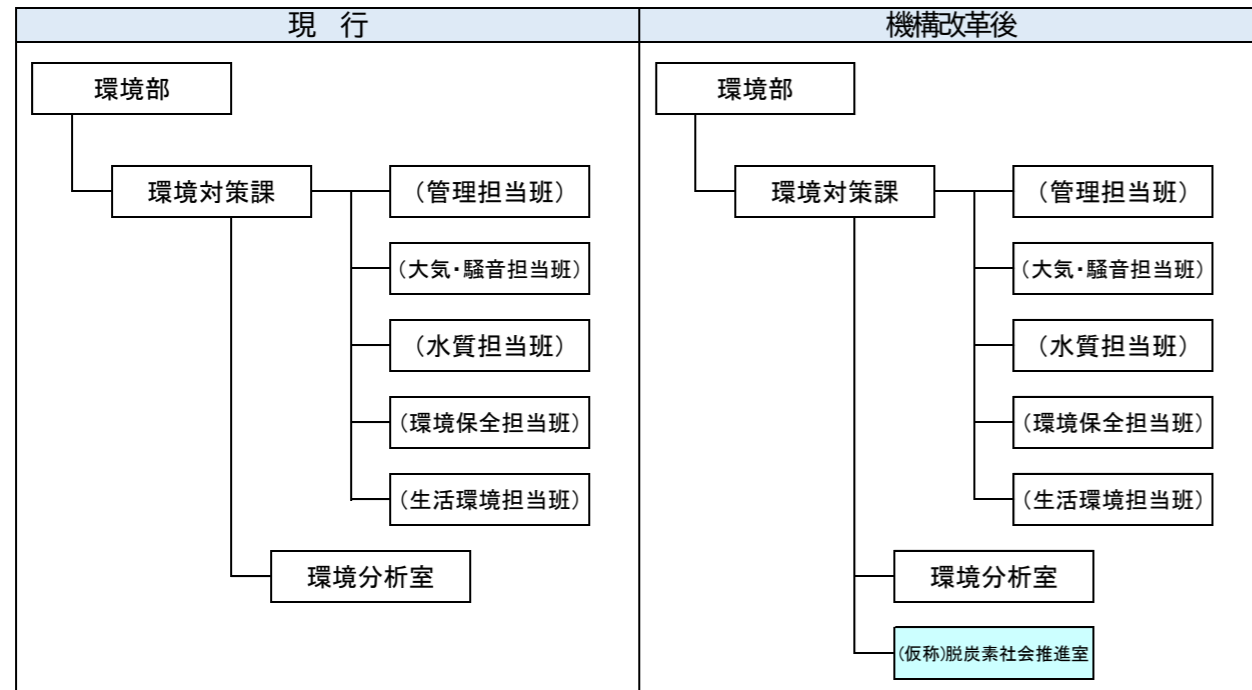
2. 令和6年4月実施機構改革（案）

本市では複雑化・多様化する市民ニーズに対して、より質の高いサービスを迅速かつ的確に提供できるよう、機構改革を実施しています。
令和6年4月1日実施の機構改革案の主な内容についてお知らせします。

(1) 脱炭素社会推進室の設置

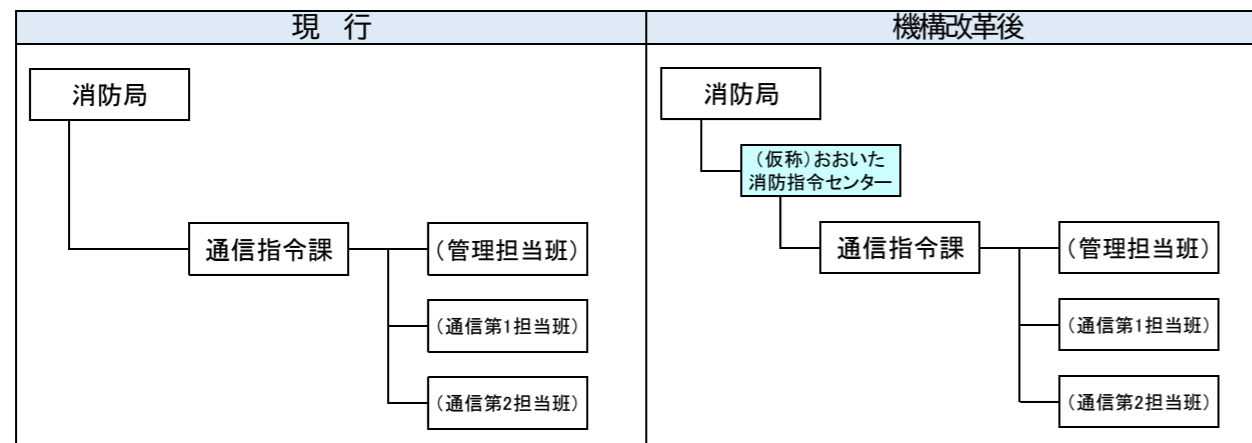
本市では、令和3年4月に2050年ゼロカーボンシティを表明し、再生可能エネルギーや水素エネルギーの導入など持続可能な脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

こうしたことから、2050年ゼロカーボンシティにおける二酸化炭素排出実質ゼロを着実に実現するため、環境対策課の課内室として「(仮称)脱炭素社会推進室」を設置します。



(2) おおいた消防指令センターの設置

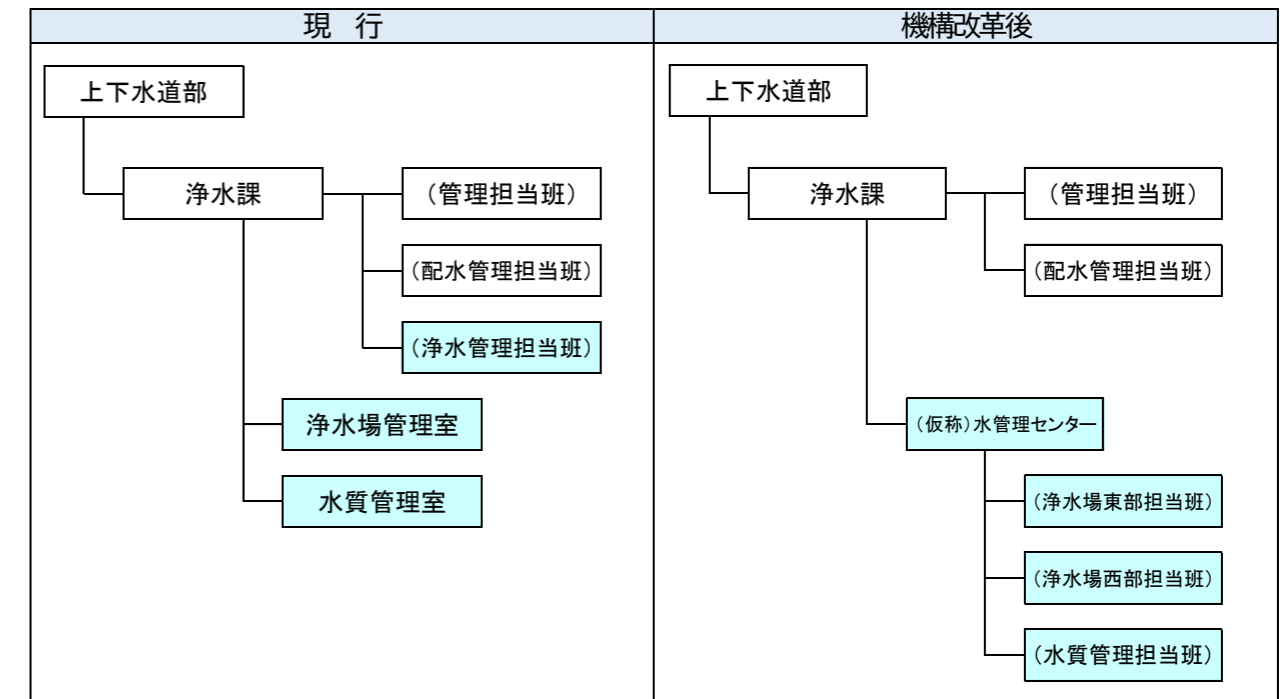
災害情報の一元化と相互応援体制の強化を図るため、令和6年度から、本市が全県下の消防指令業務について「事務の委託」を受け、当該業務を一元化して行うことから、消防局内に「(仮称) おおいた消防指令センター」を設置します。なお、これに伴い、通信指令課は「(仮称) おおいた消防指令センター」の所属とします。



(3) 水管理センターの設置および浄水課の事務の見直し

随時変化する原水の状況を的確に把握し、異常が生じた場合には、即時対応を講じるなど、現場での効率的かつ効果的な業務の執行が求められることから、「浄水場管理室」および「水質管理室」を「(仮称)水管理センター」に統合し、両室の業務を所掌することで、緊急時における現場対応の強化を図ります。

また、浄水課浄水管理担当班が所掌する小規模浄水場の管理業務等を同センターに移管することにより、浄水に関する機能強化を図ります。



《参考》 機構改革による組織数の増減

| 年月日 | 組織 | 部 | 準部 | 課 (支所等含む) | 準課 (課内室等) |
|----------|----|----|----|--------------|--------------|
| 令和5年4月1日 | | 16 | 5 | 99 | 56 |
| 令和6年4月1日 | 増 | | 1 | | 2 |
| | 減 | | | | ▲2 |
| 機構改革後 | | 16 | 6 | 99 | 56 |